



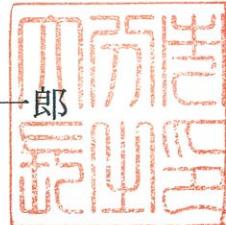
許可番号 08860 005072

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県大分市大字下郡字向新地3720番地の1
 氏 名 株式会社エスプレス大分
 代表取締役 寺司 志保美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 佐藤 樹一郎



許 可 の 年 月 日 令和 2年 9月 30日
 許可の有効年月日 令和 7年 7月 11日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え保管行為を含む。）

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

廃水銀等

廃石綿等

廃油

揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃酸

水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

(以下第2面へ記載)



廃アルカリ

水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

鉱さい

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

燃え殻

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

ばいじん

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

(以上10種類。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所 在 地：	大分市大字下郡字向新地3720番1
面 積：	13.24 m ²
容 量：	28.17 m ³
高 さ：	2.4 m
種 類：	感染性産業廃棄物、廃水銀等、廃石綿等、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、燃え殻、ばいじん、汚泥

3. 許可の条件

なし

(以下第3面へ記載)





許可番号 08860 005072

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年	7月 12日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成 9年	4月 18日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 9年	6月 5日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成10年	7月 12日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成15年	1月 22日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成15年	7月 12日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成17年	12月 6日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届
平成20年	7月 12日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成21年	7月 14日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成21年	12月 3日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届
平成25年	6月 12日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届
平成25年	7月 16日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成27年	6月 29日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届
平成29年	7月 4日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届
平成30年	7月 12日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成30年	7月 12日	優良産廃処理業者認定
令和 2年	9月 30日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可
令和 5年	1月 26日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

あり

(以下余白)

